



山形県公報

平成26年8月22日（金）
第2573号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…911
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…912
- 種畜証明書の交付……………（畜産振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（同）…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………913

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…同
- 平成26年度クリーニング師試験の実施……………（食品安全衛生課）…914
- 平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施……………（健康福祉企画課）…同
- 指定管理者の募集……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…915
- 同……………（同）…917
- 同……………（空港港湾課）…918
- 同……………（同）…919
- 同……………（同）…920
- 同……………（同）…921
- 同……………（同）…922
- 監査結果の公表……………（監査委員）…923

告 示

山形県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社スタジオトラスト	小規模デイサービス クオーレ伊佐沢 長井市中伊佐沢字桐町2073番	通 所 介 護	平成26. 8. 7

山形県告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社スタジオトラスト	小規模デイサービス クオーレ伊佐沢 長井市中伊佐沢字桐町2073番	介護予防通所介護	平成26. 8. 7

山形県告示第752号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11380809306	牛	黒毛和種	武 久	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年8月22日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字小関字堅田前1229番1 から 同 田切1290番2 まで	旧	54.0 メートル } 30.0	291 メートル
天童市大字小関字堅田前1229番1 から 同 田切1290番10 まで	新	54.0 メートル } 30.0	同 上

山形県告示第754号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市木の実町297番4 地先から
同 旅籠町一丁目422番5 まで（上り線に限る。）

山形市七日町一丁目444番1から
同 303番2まで（下り線に限る。）

4 指定年月日 平成26年8月22日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第30号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年8月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

特別養護老人ホーム福寿乃郷	" 飯田二丁目7番30号	を
特別養護老人ホーム福寿乃郷	" 飯田二丁目7番30号	に、
養護（盲）老人ホーム山静寿	" 大字沼木1133番地1	
ふれあい荘	" 大字四ノ沢870	を
ふれあい荘	" 大字四ノ沢870	に改める。
盲特別養護老人ホーム和合荘	" 大字和合422番地1	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ひびき
 - (2) 代表者の氏名
小林 真
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市舟場9番18号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成26年11月19日（水） 午前10時から午前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午後0時30分から	同

2 受験手続

受験願書を平成26年10月1日（水）から同月15日（水）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、平成26年10月15日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成26年11月12日（水） 午前10時30分から正午まで	山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成26年9月16日（火）から同年10月10日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

弓張平公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 弓張平公園
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字月山沢及び大字志津地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当
郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237(86)8127なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月30日（火）から10月3日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上中央公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 最上中央公園
- (2) 所在地 新庄市金沢地内
- 2 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
 - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
 - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
 - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県最上総合支庁建設部道路計画課道路・高規格整備担当
郵便番号996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話番号0233(29)1401
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成26年9月30日（火）から10月3日（金）までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク
- (2) 所在地 山形市大字松原地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当
郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8221なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月30日（火）から10月3日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県ふるさと交流広場
- (2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の受付が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部空港港湾課空港担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349
 - ロ 山形空港事務所
郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話番号0237(48)1313なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年10月3日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山

形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)のイに掲げる担当に行うこと。

米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 米沢ヘリポート
(2) 所在地 米沢市八幡原地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年10月3日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する

- 条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 鼠ヶ関マリーナ
(2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 配布場所
イ 山形県土整備部空港港湾課港湾担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
ロ 山形県港湾事務所港政管理担当
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年10月3日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット
- (2) 所在地 酒田市大浜地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
 - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年10月3日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

加茂港緑地及び加茂レインボービーチの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ

(2) 所在地 鶴岡市今泉字大久保地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成26年8月22日（金）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当

郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年10月3日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成26年5月から7月までに実施した平成25年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成26年8月22日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関35箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
大 阪 事 務 所	平成26年5月19日	坂本委員	会田委員
名 古 屋 事 務 所	平成26年5月20日	坂本委員	会田委員
東 京 事 務 所	平成26年5月20日	児玉委員	加藤委員
港 湾 事 務 所	平成26年6月9日	坂本委員	会田委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	平成26年6月9日	坂本委員	会田委員
鶴 岡 病 院	平成26年6月9日	坂本委員	会田委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	平成26年6月9日	児玉委員	加藤委員
農業総合研究センター養豚試験場	平成26年6月9日	児玉委員	加藤委員
酒 田 水 道 事 務 所	平成26年6月9日	児玉委員	加藤委員
新 庄 病 院	平成26年6月10日	坂本委員	会田委員
農 業 大 学 校	平成26年6月10日	坂本委員	会田委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成26年6月10日	坂本委員	会田委員
最 上 電 気 水 道 事 務 所	平成26年6月10日	児玉委員	加藤委員
河 北 病 院	平成26年6月10日	児玉委員	加藤委員

農業総合研究センター園芸試験場	平成26年6月10日	児玉委員	加藤委員
中央病院	平成26年7月16日	坂本委員	
がん・生活習慣病センター	平成26年7月16日	坂本委員	
救命救急センター	平成26年7月16日	坂本委員	
村山総合支庁総務企画部	平成26年7月16日	坂本委員	
村山総合支庁保健福祉環境部	平成26年7月16日	坂本委員	
村山総合支庁産業経済部	平成26年7月16日	坂本委員	
村山総合支庁建設部	平成26年7月16日	坂本委員	
最上総合支庁総務企画部	平成26年7月16日	児玉委員	会田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成26年7月16日	児玉委員	会田委員
最上総合支庁産業経済部	平成26年7月16日	児玉委員	会田委員
最上総合支庁建設部	平成26年7月16日	児玉委員	会田委員
置賜電気水道事務所	平成26年7月17日	坂本委員	
置賜総合支庁総務企画部	平成26年7月17日	坂本委員	
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成26年7月17日	坂本委員	
置賜総合支庁産業経済部	平成26年7月17日	坂本委員	
置賜総合支庁建設部	平成26年7月17日	坂本委員	
庄内総合支庁総務企画部	平成26年7月17日	児玉委員	会田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成26年7月17日	児玉委員	会田委員
庄内総合支庁産業経済部	平成26年7月17日	児玉委員	会田委員
庄内総合支庁建設部	平成26年7月17日	児玉委員	会田委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 農業総合研究センター畜産試験場

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定手続が調定すべき日から4か月を超えて遅延したもの 2件

調定すべき日 H25. 4. 19
 調定日 H25. 9. 18
 調定額 2,947,643円 外1件
 合計 3,148,757円

イ 村山総合支庁保健福祉環境部

(ア) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

つり銭用資金について、紛失したことにより職員が自主補填したもの 1件

紛失判明日 H25. 8. 1

紛失金額 10,000円

ウ 村山総合支庁建設部

(ア) 業者の選定・決定が著しく不適切なものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、入札参加資格（地域要件）がない者と契約し、契約を解除したもの 1件

(イ) 不納欠損処分が適切でないものがある。

(内容)

時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年を超えて不納欠損を行わないもので、3万円以上のもの 1件

(ウ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

工事代金等の支払を検査を完了した日から2か月を超えてしていないもの 2件

委託料 13,991,600円

検査日 H26. 3. 7

請求書受理日 H26. 4. 21

支払日 H26. 5. 20 外1件

合計 21,711,200円

エ 最上総合支庁産業経済部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請日から交付決定日までの期間が3か月以上のもの 3件

b 交付申請日から交付決定日までの期間が2か月以上のもの 1件

オ 置賜総合支庁建設部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3か月以上のもの 63件

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2か月以上のもの 9件

カ 庄内総合支庁保健福祉環境部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3か月以上のもの 2件

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2か月以上のもの 4件

c 実績報告期限から実績報告日までの期間が2か月以上のもの 1件

キ 庄内総合支庁建設部

(ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

ク 最上電気水道事務所

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

委託料の支払について、請求書の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から4か月を超えてしていないもの 1件

委託料 850,500円
 検査日 H25. 7. 26
 請求書受理日 H26. 3. 31
 支払日 H26. 4. 21

ケ 中央病院

(ア) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより追給、返納を要するもの 2件
 b 通勤手当について、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤していないにもかかわらず支給したため、返納を要するもの 1件

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 赴任旅費について、扶養親族の移転があるにもかかわらず扶養親族移転料を支給していないため、追給を要するもの 1件

コ 河北病院

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3か月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3か月超え 78件
 2か月超え 88件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

(ア) 調定及び収入を行っていない1万円以上のものがある。(村山総合支庁総務企画部)

イ 支出

(ア) 一般需用費等の支払について、請求書の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から2か月を超えてしていないものがある。(村山総合支庁建設部(2件)、最上総合支庁建設部、置賜総合支庁建設部、置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁総務企画部、庄内総合支庁建設部、中央病院、新庄病院、河北病院)

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(村山総合支庁建設部(2件))

(ウ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定誤りにより追給を要するものがある。(鶴岡病院)

(エ) 赴任旅費について、扶養親族の移転がないにもかかわらず扶養親族移転料を支給したため、返納を要するものがある。(救命救急センター)

ウ 契約

(ア) 一括発注し競争入札にすべきところ、正当な理由がないまま随意契約ができる1件100万円以下に分割して、発注したものがある。(新庄病院)

エ 補助金

(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2か月以上のものがある。(村山総合支庁産業経済部)

オ 財産

(ア) 知事の承認を受けずに、指定物品の不用の決定を行ったものがある。(農業総合研究センター畜産試験場、最上総合支庁建設部、置賜総合支庁総務企画部)

カ その他

(ア) 前年度の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(がん・生活習慣病センター、河北病院)